

水道料金表(旧高月町、旧木之本町(古橋・石道・小山・川合))

1. 水道料金(消費税抜き)

基本料金			超過料金	
口径	基本水量	料金	超過水量	1m ³ あたり料金
13mm	15m ³ まで	1,500円	16m ³ 以上	100円
	(30m ³ まで)	(3,000円)	(31m ³ 以上)	
20mm	20m ³ まで	2,000円	21m ³ 以上	
	(40m ³ まで)	(4,000円)	(41m ³ 以上)	
25mm	30m ³ まで	3,000円	31m ³ 以上	
	(60m ³ まで)	(6,000円)	(61m ³ 以上)	
30mm	45m ³ まで	4,500円	46m ³ 以上	
	(90m ³ まで)	(9,000円)	(91m ³ 以上)	
40mm	70m ³ まで	7,000円	71m ³ 以上	
	(140m ³ まで)	(14,000円)	(141m ³ 以上)	
50mm	100m ³ まで	10,000円	101m ³ 以上	
75mm	300m ³ まで	30,000円	301m ³ 以上	

()内は2ヶ月の場合

2. メーター料(消費税抜き)

口径	貸付料金(1個につき)
13mm	50円(100円)
20mm	100円(200円)
25mm	100円(200円)
30mm	200円(400円)
40mm	500円(1,000円)
50mm	800円
75mm	1,100円

()内は2ヶ月の場合

◆ 2ヶ月ごとに検針をしています。(口径の大きいところは毎月検針をしています。)

◆ 検針期間の途中で、開始または中止したときの水量は、各日均等に使用したものとみなし、基本料金およびメーター料を算定します(1円未満は切り捨て)。算定割合は、以下のとおりです。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 使用日数が15日以内のとき | 2分の1 |
| (2) 使用日数が16日以上30日以内のとき | 2分の2 |
| (3) 使用日数が31日以上45日以内のとき | 2分の3 |
| (4) 使用日数が46日以上2ヶ月未満のとき | 2分の4 |

長浜水道企業団